

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第四十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(広島県青少年健全育成条例の一部改正)

第一条 広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第八号中「日出時」を「午前六時」に改める。

第三十四条中「同項第八号」を「同項第五号」に改める。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第二条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号の表中「第二条第一項第一号から第七号まで」を「第二条第一項第一号から第四号まで」に、「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号又は第八号」を「第二条第一項第四号又は第五号」に改める。

第五条を次のように改める。

(営業時間の制限の特例)

第五条 法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。

2 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、同項第一号の当該事情のある地域として条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

一 十二月二十日から十二月三十一日までの日 広島県全域

二 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める日 別表に定める地域その他  
公安委員会規則で定める地域

3 接待飲食等営業、まあじやん屋及び法第二条第一項第五号の営業につき法第十三条第一項第二号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表に定める地域とする。

第五条の二を削る。

第六条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「営む者」を「営む風俗営業者」に、「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「第五条第一項各号」を「前条第二項各号」に、「」まで」を「まで）」に改める。

第七条第一項中「第三十二条第二項」を「第三十一条の二十三及び第三十二条第二項」に改める。

第八条第一項第三号中「営業の用に供する家屋又は施設」を「営業所」に改め、同項第七号中「営業所及び」を削り、同条第二項中「第二条第一項第七号又は第八号」を「第二条第一項第四号又は第五号」に、「営む者」を「営む風俗営業者」に改め、同項第二号中「と博」を「賭博」に改める。

第九条を次のように改める。

(年少者の立入りの制限)

第九条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時以後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

第十二条の二の次に次の三条を加える。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第十二条の三 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、別表に定める地域のうち、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲から二十メートルの区域内の地域以外の地域とする。

一 病院

二 診療所（四人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

三 児童福祉施設（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるものに限る。）

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第十二条の四 特定遊興飲食店営業者は、広島県全域において、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第十二条の五 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所で卑わいな行為若しくは容装をし、その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
  - 二 客の求めない飲食物を提供しないこと。
  - 三 営業中において、客室への出入りが困難となるような施錠等をしないこと。
- 第十四条を次のように改める。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第十四条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表に定める地域とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第五条、第十二条の三、第十四条関係)

広島市中区のうち銀山町、胡町一番街区から五番街区まで、堀川町一番街区から四番街区まで、新天地一番街区、六番街区及び七番街区、流川町、薬研堀、弥生町、西平塚町、田中町並びに三川町一番街区、八番街区及び九番街区

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第四条 広島県警察関係手数料条例 (平成十二年広島県条例第六号) の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (以下この項において「法」という。) の項中「第七条に規定する」を「第八条に規定する」に、「令第十条の二」を「令第十四条」に改め、同項に次のように加える。

<p>法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用されない営業所についての法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可の申請(当該申請を行う者が同時に他の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合)は、当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係るものでないもの)に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可申請手数料 (法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用されない営業所に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)</p>	<p>一 三月以内の期間を限って営む営業に係るもの 一四、〇〇〇円</p> <p>二 一に掲げる営業以外の営業に係るもの 二四、〇〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用されない営業所についての法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可申請手数料 (法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用されない営業所に</p>	<p>一 三月以内の期間を限って営む営業に係るもの 六、〇〇〇円</p> <p>二 一に掲げる営業以外の営業に係るもの</p>

<p>の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合の当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係るものに対する審査</p>	<p>係るもので同時申請において減額に該当するもの)</p>	<p>一六、〇〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所についての法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可の申請(当該申請を行う者が同時に他の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合)に於ては当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係るものでないもの)に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)</p>	<p>一 三月以内の期間を限って営む営業に係るもの 二〇、八〇〇円 二 一に掲げる営業以外の営業に係るもの 三〇、八〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所についての法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合の当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係るものに対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所に係るもので同時申請において減額に該当しないもの)</p>	<p>一 三月以内の期間を限って営む営業に係るもの 一二、八〇〇円 二 一に掲げる営業以外の営業に係るもの 二二、八〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の再交付</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料</p>	<p>一、一〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定による特定遊興飲食店営業の相続の承認(当該申請を行う者が同時に他の特定遊興飲食店営業の相続について承認を受けようとする場合)に於ては当該他の特定遊興飲食店営業の相続の承認に係るものでないもの)に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)</p>	<p>八、六〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定による特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請であつ</p>	<p>特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料(同時申請において減額に該当</p>	<p>三、八〇〇円</p>

<p>て当該申請を行う者が同時に他の特定遊興飲食店営業の相続について承認を受けようとする場合の当該他の特定遊興飲食店営業の相続の承認に係るものに対する審査</p>	<p>するもの)</p>	<p>一一、〇〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定による特定遊興飲食店業者たる法人の合併の承認の申請(当該申請を行う者が同時に他の特定遊興飲食店業者たる法人の合併について承認を受けようとする場合にあつては当該他の特定遊興飲食店業者たる法人の合併の承認に係るものでないもの)に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料(同時申請でないもの及び減額に該当しないもの)</p>	<p>一一、〇〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定による特定遊興飲食店業者たる法人の合併の承認の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の特定遊興飲食店業者たる法人の合併について承認を受けようとする場合の当該他の特定遊興飲食店業者たる法人の合併の承認に係るものに対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)</p>	<p>三、三〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定による特定遊興飲食店業者たる法人の分割の承認の申請(当該申請を行う者が同時に他の特定遊興飲食店業者たる法人の分割について承認を受けようとする場合にあつては当該他の特定遊興飲食店業者たる法人の分割の承認に係るものでないもの)に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料(同時申請でないもの及び減額に該当しないもの)</p>	<p>一一、〇〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定による特定遊興飲食店業者たる法人の分割の承認の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の特定遊興飲食店業者たる法人の分割</p>	<p>特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)</p>	<p>三、三〇〇円</p>

<p>について承認を受けようとする場合の当該他の特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認に係るものに対する審査</p> <p>法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の規定による営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料</p>	<p>九、九〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換え</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料</p>	<p>一、四〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請（当該申請を行う者が同時に他の特例特定遊興飲食店営業者として認定を受けようとする場合）であつては当該他の特例特定遊興飲食店営業者としての認定に係るものでないもの）に対する審査</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料（同時申請において減額に該当しないもの）</p>	<p>一三、〇〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料</p>	<p>一、一〇〇円</p>
<p>法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定による営業所の管理者に対する講習</p>	<p>特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料</p>	<p>講習一時間につき 六五〇円</p>

（広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部改正）

第五条 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成十八年

広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は第二号」を削る。  
 第七条第三号中「日出時」を「午前六時」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年三月二十三日から施行する。
- 2 第一条の規定による広島県青少年健全育成条例の改正前にした改正前の広島県青少年健全育成条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 (広島県警察関係手数料条例に関する経過措置)

第四条の規定による広島県警察関係手数料条例の改正前に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定に基づき行うことができる改正法による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「新法」という。）第三十一条の二十三において準用する新法第五条第一項の規定の例による新法第三十一条の二十二の許可の申請に係る手数料については、次表のとおりとする。

法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
改正法	新法第三十一条の二十三において準用する新法第四条第三項の規定が適用されない営業所についての新法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可の申請（当該申請を行う者が同時に他の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合にあつては当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係るものではないもの）に対する審査	特定遊興飲食店営業許可申請手数料 （新法第三十一条の二十三において準用する新法第四条第三項の規定が適用されない営業所に係るもので同時申請でないもの）	一 三月以内の期間を限って営む営業に係るもの 二四、〇〇〇円
		特定遊興飲食店営業許可申請手数料 （新法第三十一条の二十三において準用する新法第四条第三項の規定が適用されない営業所に係るもの）	一 三月以内の期間を限って営む営業に係るもの 六、〇〇〇円 二 一に掲げる営業以外の営業に係るもの

	<p>時に他の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合の当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係るものに対する審査</p>	<p>所に係るもので同時申請において減額に該当するもの)</p>	<p>一六、〇〇〇円</p>
--	--	----------------------------------	----------------

4 第四条の規定による改正後の広島県警察関係手数料条例第二条第三項、第五条、第七条及び第八条の規定は、前項の手数料について準用する。